

第1回吹田市自然体験交流センター指定管理者候補者選定委員会 議事録

日 時 令和5年10月18日(水) 午後1時～午後3時
場 所 吹田市自然体験交流センター
出席者 小野委員、藤本委員、渋谷委員、勝矢委員、金子委員
会議公開 非公開
次 第

- 1 開会
- 2 出席者紹介
 - (1) 選定委員会委員の紹介
 - (2) 事務局職員の紹介
- 3 委員長・副委員長の選任について
委員長、副委員長を選任
- 4 第三者モニタリング・評価について
 - (1) 第三者モニタリング・評価の方法(案)について
 - (2) 施設の概要及び施設見学
 - (3) 市及び指定管理者によるモニタリング・評価の報告
 - ①担当課(市)としてのモニタリング・評価の報告
 - ②指定管理者によるモニタリング・評価
 - ③指定管理者候補者選定委員会による第三者モニタリング・評価
 - (4) その他

議事

【委員長】

それでは、審議に入りたいと思いますが、委員の皆様には、忌憚のないご意見をお願いしますとともに、議事の進行のご協力をお願い申し上げます。

それでは、審議案件(1)第三者モニタリング・評価の方法について、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

資料(「第三者モニタリング・評価シート」、「第三者モニタリング・評価により把握された内容及び対応策」)について説明

【委員長】

説明が終わりましたが、第三者モニタリング・評価の方法について、お諮りいたしたいと思います。

事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

～（「異議なし」との声あり）～

【委員長】

「異議なし」として、承認いたします。

次に、（２）施設の概要及び施設見学となりますが、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

吹田市自然体験交流センターの指定管理者となっております、「一般財団法人 大阪市青少年活動協会」の江島所長をご紹介します。

この後の施設の概要と施設見学と議題の（３）市及び指定管理者によるモニタリング評価の報告のうち、指定管理者によるモニタリング・評価については、江島所長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

～ 施設の概要説明と施設見学 ～

【委員長】

施設の概要説明と施設見学が終わりました。引き続き、（３）市及び指定管理者によるモニタリング評価の報告となりますが、まず、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局説明】

～ 吹田市のモニタリング制度の概要説明 ～

～ 市の自然体験交流センターに対するモニタリング・評価の結果説明 ～

～ 指定管理者によるモニタリング評価の結果説明 ～

【委員長】

江島所長からの説明が終わりましたが、ご質問、ご意見を受けることとします。

【委員】

まず、私から質問させていただきます。給食では、幅広い利用者のニーズにできるだけ対応するというので、アレルギー食のほか、ベジタリアン、ヴィーガン、ハラールフードなどの特別食の対応もされているということでしたが、刻み食についても、対応されているのでしょうか。

【指定管理者】

誤嚥を防ぐことを目的とする刻み食については、委託している給食業者の社内ルールで、食材を刻む大きさに関して、1センチくらいまでの対応はしているとのこと。

指定管理者としては、給食業者で対応できる範疇を利用者へお伝えしていますが、利用者にも気をつけて食事をしていただくよう、注意喚起を行っています。

【委員】

資料6の8ページ収入明細にて、3月の給食収入が他月と比べて多いが何か理由があるのでしょうか。

【指定管理者】

3月は、大規模な団体の連泊があり、本来、朝昼晩の中で単価の高い夕食を自炊にする団体が多い中で、3月は昼食を自炊して他を給食利用する率が高かったことと、例年、利用が増える春休み期間が重なり収入が一気に増加しました。ただし、例年だと8月と9月は収入が増加する傾向にありますが、令和4年度8月、9月は医療非常事態宣言と重なってしまい、思うように収入は増加しませんでした。

【委員】

自然体験交流センターでは、指定管理者の職員だけでなく、キャンプカウンセラーと呼ばれているボランティアの学生も一緒になって施設の運営をしていると思いますが、学生のボランティア数は16人で足りているのでしょうか。

【指定管理者】

キャンプカウンセラーという大学生のボランティアは、指定管理者として目標を定めており、大学1～4年生で各学年10人ずつ、計40人を目指して運営を始めました。

コロナ前は大学生が、毎年、後輩に受け継ぐ形でボランティアを継続して募集し、一番多い時で32～33人ほど集まりましたが、コロナの影響で応募が途切れてしまい、現在は最大人数の半分ほどになってしまいました。

やる気のある大学生が申し込んできて、コロナで活動を制限していたため、野外活動がないと子供とふれあう機会もなく、キャンプカウンセラーを目指している意味が見いだせない等の理由も、ボランティア数減少に影響しています。

大阪市青少年活動協会全体としては、計120人ほどボランティア学生がいますが、コロナ前より数は減っているため、我々の協会全体として底上げに取り組んでいます。

来年度、1年生は8名ほど参加していただければよいかと考えていますが、現状ではボランティアの人数は足りていないのが現状です。

【委員】

キャンプカウンセラーの養成は、先輩から後輩へとボランティア活動を引き継いでいくかたちで継続して、この施設の文化として根付いていくのが大事だと思います。

【委員】

主催事業の申し込みはインターネットで可能となったという説明がありました。施設の利用予約に関しても今後、インターネットによる申し込みや予約を検討されているかと思いま

すが、受付時に希望するサイトまで入力して、申し込みや予約を受け付けるイメージでしょうか。

【指定管理者】

現状は、先ほど説明しましたとおり主催事業については、往復はがきのほか、インターネットで受付しています。

施設の申し込みについては、電話又は来館となっております。申し込みの際、野外の場合は希望するサイト、本館棟の場合は本館棟の宿泊が出来るか出来ないかまでとなっております。

その理由として、利用者が共同で使用する野外食堂や、多目的ホールを利用したいという団体は多く、同じ日に利用する団体の方のプログラムをお預かりして、プログラムが円滑にこなせるようにそれぞれの団体の動線を見て、確認しながら1団体でも多くの方に利用いただけるように調整させていただいています。

利用団体が少ない閑散期は、空いていたら広いわんぱくサイトへ変更することが可能な場合もありますが、繁忙期は難しいです。

施設の使用については、場所の提供だけではなく、プログラムの調整はデジタルで仕分けしてしまうと内容が見えてこないのも、インターネット上の予約内容だけでなく、実際に団体代表者と相談しながら当日の動きを調整する必要があります。そのため、使用申し込みのすべてをインターネットで対応するのは厳しいと考えています。

なお、使用許可を受けた後の食事やプログラムの関係書類は、メールやFAXでも対応しています。

【委員】

では団体代表者が下見で施設を来館した際に、利用する日に使いたい施設やサイトの調整を都度していくのですか。

【指定管理者】

そうです。その団体だけで利用する場所と、野外食堂や多目的ホール、会議室など、共同で利用する場所がありますので、どのようなプログラムをされるのか、希望を聞いて、その中で相談しながら場所や時間を決めていきます。

【委員】

当日に利用団体が急遽、利用場所変更を希望する際、ロビーにあるモニターを利用して当日の各サイトや施設の利用状況を案内すれば、各団体は当日使いたいと思ったサイトを利用しやすいのではないのでしょうか。実際に他の施設では、モニターに利用状況を映して目で見るようにしています。

【指定管理者】

多目的ホールや会議室は事前に時間指定で予約できますが、急遽どの時間が空いているの

か聞かれることがよくあります。

今後はそのような運用方法も検討していきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

【委員】

施設の使用料を改定する予定はないのでしょうか。

【指定管理者】

条例で決まっているため、使用料を見直す場合は条例を改正する協議が必要になります。

【委員】

市内団体は非常に安い金額で利用できるのも、助かっていますが、使用料の徴収には貢献できていないと思っています。我々の団体は、食事も自炊することが多いので、食堂の売上には貢献できていません。

現状では、市内の18歳以下の子供料金は無料になっていますが、他市では、他市に住む子供も有料となっている施設もあるので、吹田市も吹田の参加者からももう少し料金を取った方がよいのではないかと思います。そういった背景から、今後、運営するにあたって利用料金を引き上げる可能性はないのでしょうか。

【事務局】

先程、指定管理者から説明があったように、使用料は市が条例で決めて、それに沿って運営してもらうことになっています。

本施設に限らず、吹田市が所有する全施設の使用料については、定期的に見直しを行っています。青少年の施設では、18歳未満の利用者の料金を無料としています。これは、高島市にある自然の家や山田駅近くにある夢つながり未来館青少年活動サポートプラザでも同じ考えで無料として、運営しています。

使用料を改正するとなった際には、利用者の方々へ広く周知していきたいと考えています。

【委員】

主催事業と自主事業の違いとは何ですか。

【事務局】

吹田市では、指定管理者制度を導入している施設を対象とした統一ルールが定められており、主催事業とは、市が事業の大枠を決めて、その枠内で、指定管理者の創意工夫で行っていただく事業で、その経費は指定管理者へ支払っている指定管理料の中に組み込んでいます。

もう一つの自主事業とは、指定管理者が主体となって企画・実施する事業のことで、実施に必要な経費は指定管理者が負担するものです。また、その収入は指定管理者のものとなります。

自然体験交流センターでは、自主事業は、キャンプに必要な物品販売と食堂事業などが挙げられます。

【委員】

つまり主催事業とは、市からお願いされた事業を実施しているという事でしょうか。

【指定管理者】

市が方針などの大枠を決め、内容はこちらで考えて、施設の設置目的に沿った事業を実施しています。

【委員】

主催事業の中には、40名の定員に対して、300名以上の申し込みがあり、募集定員を上回る申し込みがあった場合は抽選しているとお聞きしましたが、それも加味して、現在稼働率は全盛期の85～90%に落ち着いている状況なのでしょうか。

【指定管理者】

全盛期は、主催事業に3,000人近くの方が参加していましたが、現在は2,000人程度の参加となっています。コロナ禍による事業の中止や宿泊を日帰りへ変更、定員を制限するなどの影響で、1,000人程度参加者数が減っているのが現状です。

【委員】

主催事業を実施するには人手も必要かと思いますが、抽選に当たらず参加できない人もいるということなので、何とか工夫して、参加希望者が1つの行事に集中しないよう、いろいろな行事に分散して参加していただけるようにして、より多くの人に事業に参加してほしいと考えます。

【委員長】

他にご質問、ご意見はございませんか。

いろいろご意見がございましたが、他にないようですので、質疑応答を終わります。

これまで、施設見学や説明、そして質疑応答で確認いただいた内容をもとに各委員が「モニタリング・評価シート」を記入いただくとともに、「指定管理者制度導入施設の第三者モニタリング・評価により把握された内容及び対応策」を次回でまとめることとなりますので、準備をお願いします。

それでは事務局の方から（４）その他について、説明をお願いします。

【事務局】

委員長の説明にもありましたが、次回で「モニタリング・評価シート」と、「指定管理者制

度導入施設の第三者モニタリング・評価により把握された内容及び対応策」を委員会としてまとめていただくこととなります。

委員の皆様の評価シートと把握された内容及び対応策について、次回までに一覧を作成し、指定管理者に「対応策」の欄を記入いただきたいと思いますので、11月6日（月）までに事務局に提出いただきますようお願いいたします。

「モニタリング・評価シート」と、「指定管理者制度導入施設の第三者モニタリング・評価により把握された内容及び対応策」のデータは後ほど、メールでお送りいたします。

次回が第2回となり、最終回となります。

11月24日（金）となりますので、よろしく申し上げます。

【委員長】

それでは他に連絡事項等はございますでしょうか。

【委員長】

以上をもちまして、本日の選定委員会は終了といたします。

委員各位におかれましては、長時間にわたり議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。次回もよろしく申し上げます。